

# マネックスセゾンカード特約

## 第1条(名称)

本カードはマネックス証券株式会社(以下「マネックス」といいます。)と株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が提携して、キャッシュカード機能部分はマネックスが、クレジットカード機能部分は当社が提供し、当社が発行するもので、マネックスセゾンカードと称します。

## 第2条(会員)

本カードは、マネックスにマネックス証券総合取引口座を有する方本人で、本特約及びセゾンカード規約、マネックス証券総合取引口座規定、マネックスのカード規定を承認のうえマネックス及び当社(以下「両社」といいます。)に対するカード利用の申込みを行い、両社がご利用を承諾した方を会員とします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

## 第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、マネックスの認定を受け、マネックスの責任のもとに提供するマネックスカード機能を付与します。

(2)会員には、マネックスカード機能部分については、優先的に本特約及びマネックスのカード規定が適用され、これらに従うことをご承認いただきます。

## 第4条(カード貸与の特例)

マネックスに本カードを提出する場合を、セゾンカード規約第2条(1)(2)の例外とします。

## 第5条(更新時の特例)

本カードがセゾンカード規約第3条(2)により更新された場合、更新前カードのキャッシュカード機能につきましては、マネックス所定の一定期間経過後、又は更新後の本カードの第1回使用時のいずれか早い時期から使用できなくなるものとします。

## 第6条(届出事項変更の届け先等)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、マネックスカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両社に行っていただきます。

(2)前項の届出を怠った結果、両社に届出のない会員の住所、氏名宛に通知書又は請求書等を発送した場合には、それらが延長し又は到着しなかったときでも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。なお、本カードの発送の場合で、本カードが到着しなかったときには、両社所定の期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること及び、本カードの機能の提供を受けるために、両社所定の手続が必要なことを会員にはご承認いただきます。

## 第7条(会員資格喪失時の特例)

(1)セゾンカード規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、マネックスによるキャッシュカード機能のご提供も中止させていただくことをご承認いただきます。

(2)マネックス証券総合取引口座を解約された場合、本カードの会員資格は喪失となります。

## 第8条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。